第２号様式（第１０条関係）

平塚市病後児保育事業　医師連絡票

　年　　月　　日

（宛先）平塚市長

医療機関　所 在 地

名　　称

担当医師 　 　　　　 ㊞

電話番号　　　　 －　　　－

次の児童について平塚市病後児保育事業の利用が可能と思われますので連絡します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 児童氏名 |  | 生年月日 | 年　　月　　日 | |
| **該当する病名及び症状に○印をお願いします。** | | | | |
| ＜病名＞  ０１　急性上気道炎（咽頭、扁桃炎等含む）０８　水痘  ０２　気管支炎・肺炎　　　　　　　　　　０９　流行性耳下腺炎  ０３　喘息・喘息性気管支炎　　　　　　　１０　ヘルパンギーナ  ０４　感冒性胃腸炎　　　　　　　　　　　１１　手足口病  ０５　感染性胃腸炎（下痢・嘔吐）　　　　１２　突発性発疹  ０６　インフルエンザ（　　　型）　　　　１３　その他（　　　　　　　）  ０７　伝染性膿痂疹　　　　　　　　　　　１４　病名不明 | | | | ＜症状＞  １５　発熱  １６　おう吐  １７　下痢  １８　喘鳴  １９　咳嗽  ２０　発疹  ２１　その他（　　　　） |
| 症状の経過  治療状況  既往歴等 |  | | | |
| 保育形態  （番号に○） | １　病後児保育室内で安静（他児との静かな遊びは可）  ２　病後児保育室内で保育（他児と室内で普通に遊んでもよい） | | | |
| 食　　事  （番号に○） | １　ミルク・牛乳のみ　　２　離乳食（初期・中期・後期・完了期）　　３　常食  ４　かゆ食　　５　アレルギー食（除去内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ６　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | |
| 処方内容  （薬品名・用量  ・用法） | 与薬時間　　　食前　　　食間　　　食後　　　その他（　　　　　　　　　　　　） | | | |
| その他  留意事項 |  | | | |
| この連絡票の  有効期間 | 年　　月　　日（　　曜日）まで（見込）　　※発行日から、上限７日間 | | | |

※　医療機関の皆様へ

　・　この用紙は、記入後、児童の保護者にお渡しくださるようお願いします。

　・　病後児保育が利用できるのは、病気の回復期の場合です。急性期の場合は利用できませんので御注意ください。（詳しくは裏面をご覧ください。）

　・　問い合わせ先　平塚保育園　病後児保育室「なでしこ」（電話 ０４６３－２２－００５８）

平塚市病後児保育事業　利用できる症状について

○　病後児保育が利用できるのは、病気の回復期の場合です。急性期の場合は利用できません。

○　利用の目安

・　入室時に熱が38.5℃未満である

・　食事や水分を摂ることができる

・　嘔吐や下痢などによる脱水症状がない

・　咳などによる呼吸困難がない

・　感染症の場合は、他児へ感染する恐れが低い状態になっている

※　その他、医師または病後児保育室の判断により、利用できない場合があります。

【参考】

学校保健安全法施行規則第18条における感染症の種類について

|  |  |
| --- | --- |
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスＡ属インフルエンザＡウイルスであってその血清亜型がＨ5Ｎ1であるものに限る） |
| 第二種 | インフルエンザ（鳥インフルエンザ（Ｈ5Ｎ1）を除く）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎 |
| 第三種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 |
|  | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、及び新感染症は、第一種の感染症とみなす |

学校保健安全法施行規則第19条における出席停止の期間の基準について

○ 第一種……治癒するまで

○ 第二種（結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く）……次の期間（ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない）

・ インフルエンザ（鳥インフルエンザ（Ｈ5Ｎ1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く）

……発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで

・ 百日咳……特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による 治療が終了するまで

・ 麻しん……解熱した後3日を経過するまで

・ 流行性耳下腺炎……耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで

・ 風しん……発しんが消失するまで

・ 水痘……すべての発しんが痂皮化するまで

・ 咽頭結膜熱……主要症状が消退した後2日を経過するまで

○ 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種……病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

（保育所における感染症対策ガイドライン　抜粋）